

大阪労働局からのお知らせ

「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」

利用を検討されている事業主等の皆さま

国の「令和8年度業務改善助成金」

申請に当たり下記にご注意ください！

注意 1 業務改善助成金の「交付決定」だけでは申請できません！

「大阪府業務改善・賃上げ促進補助金」を申請するには、国の令和8年度「業務改善助成金」の事業を完了し、「支給決定」を受けている必要があります。

注意 2 国の「業務改善助成金」は申請されてから「交付決定」まで概ね3か月かかります！

当局が「業務改善助成金」の「交付決定」を行うまでには、審査のため概ね3か月程度の期間を要します。できるだけ早めの交付申請を行ってください。

注意 3 事業完了までに時間を要するものは、大阪府補助金の申請期限に間に合わない可能性があります！

納期に時間を要する設備投資やコンサルティングなど、事業完了までに一定期間を要するものは、大阪府補助金の申請に間に合わない可能性がありますので、ご注意ください！

注意 4 交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成対象外となります！

業務改善助成金の受給については、事前に令和8年度の要綱・要領等を確認し、定められた手続きにより行ってください。

「業務改善助成金」の審査においては、見積先に疑義がある場合やシステム等で導入効果が不明なものなど、実地調査や関係者からの事情聴取等を行う場合がございます。

審査期間が長期に渡るケースがありますのでご注意ください（裏面参照）。

■ 申請手続きは余裕をもって行ってください ■

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

業務改善助成金

検索





交付申請審査期間が長期にわたるケース



※ 以下は一例であり、個別の申請内容に応じて追加確認をお願いする場合があります。

1 雇用実態が確認できないケース

(労働者が事業主の親族のみ、労働者の勤務日数・時間が著しく少ないケース等)

2 申請事業場の業務実態が確認できないケース

(居住用マンションで事業を行っているなど、営業活動が確認できないケース等)

3 設備投資の対象となる機械等の価格がインターネット等での市場価格に比べて著しく高額なケース

4 年間売上高に比して（著しく）高額な設備投資を計画しているケース

5 見積業者の事業内容や実態が確認できないケース

6 システムの導入について

- ・ 事業場独自の販売管理等システムを導入する合理的な理由がないケース
- ・ 事業場規模や事業内容に則したシステムを確認できないケース
(独自システムにする提案書等がない等)

■ 申請手続きは余裕をもって行ってください ■

厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」

業務改善助成金

検索

